

議案第72号

前橋市介護保険条例の改正について

令和2年6月11日提出

前橋市長 山本 龍

前橋市介護保険条例の一部を改正する条例

前橋市介護保険条例（平成12年前橋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「令和元年度及び」を削り、「2万4,300円」を「1万8,700円」に改め、同条第3項前段中「令和元年度及び」を削り、同項後段中「2万4,300円」を「1万8,700円」に、「3万7,400円」を「3万3,600円」に改め、同条第4項前段中「令和元年度及び」を削り、同項後段中「2万4,300円」を「1万8,700円」に、「5万4,200円」を「5万2,300円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の前橋市介護保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。